

事業主の皆さんへ

煩雑な事務手続き、お任せ下さい！

【労働保険事務代行】

労働保険は強制保険！



労働保険とは？

労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉であり、常用、臨時の雇用形態を問わず、**労働者を一人でも雇っていれば事業主は加入しなければならない事**になっています。

労災保険とは？

労働者が業務上、または通勤・帰宅途中でケガをした場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な保険給付を行うものです。

雇用保険とは？

労働者が退職し、失業状態になった場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図り、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。



総社商工会議所が労働保険に関する事務手続きを代行します。

■こんな事業所にオススメ！

- ・事務手続きがよくわからない
- ・事務処理をする余裕がない
- ・関係官庁に出かけるのが面倒
- ・労働保険の年度更新が難しい
- ・事業主及び家族従事者も保険加入したい

■委託できる事業主は

金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

※総社商工会議所会員となることが条件となります (常時労働者数)

■委託メリット



- ①事務負担が軽減されます！
- ②労働保険料を金額に関わらず3回に分割して納付できます！
- ③事業主及び家族従事者も労災保険に加入できます(特別加入制度)!

■委託手数料

基本料金	8,000円/年
+	
従業員数割料金	
雇用保険加入者	1,500円/人
〃 非加入者	1,000円/人

例：雇用保険加入者5名、非加入者3名の縫製業のケース
基本8,000円+従業員割[(5名×1,500円)+(3名×1,000円)]=18,500円

お気軽に総社商工会議所へご相談下さい！

お問い合わせ TEL(0866)92-1122 <http://www.kibiji.ne.jp/scci/>